

2022 法人税法 受講生の皆様へ

LEC 東京リーガルマインド  
税理士事業本部

2022 税理士講座（法人税法）訂正とお詫び

税理士講座(法人税法)にて配付致しました下記教材において訂正が発生いたしましたので、該当箇所を訂正させていただきます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

〔教材名〕 問題集 1 (HU22320)

---

【該当箇所】 P58、〔設問 2〕 機械(1)①

(訂正前)  $(\dots + 138,890) \dots \Rightarrow$  (訂正後)  $(\dots + 38,890) \dots$

【該当箇所】 P58、〔設問 2〕 機械(1)②

(訂正前)  $\dots \times 0.04565 \dots \Rightarrow$  (訂正後)  $\dots \times 0.05566 \dots$

【該当箇所】 P58、〔設問 2〕 機械(1)③

(訂正前)  $\therefore 999,746 \Rightarrow$  (訂正後)  $\therefore 1,158,794$

【該当箇所】 P58、〔設問 2〕 機械(2) 及び 税務調整項目の金額

(訂正前) 254  $\Rightarrow$  (訂正後) 41,206

【該当箇所】 P149～P152、【解答解説 63】【問題 64】【解答解説 64】

※ 上記連続する 4 ページについて誤ったデータによる印刷がされているため、該当ページを全て差し替えます。別添のファイルでご確認ください。

【該当箇所】 P232、問題 93 (1)A 社配当の計算期間

(訂正前) 2021 年  $\dots \Rightarrow$  (訂正後) 2022 年  $\dots$

---

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ：LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464 (月～金9:30～20:00 / 土・祝10:00～19:00 / 日10:00～18:00)

※本ダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP 電話からはご利用できません。

## 【解答解説 63】

〔受取配当等の益金不算入額〕

- (1) 受取配当等の額（非支配目的株式等）

420,000

- (3) 益金不算入額

 $420,000 \times 20\% = 84,000$ 

(単位：円)

税 務 調 整 項 目	金 額
受取配当等の益金不算入額（別表四 減・課※）	84,000

<b>【問題 64】 受取配当等の益金不算入額—まとめ</b>
---------------------------------

次の資料に基づき、受取配当等の益金不算入額を計算しなさい。

- (1) 当社が当期において収受した利子及び配当等の額は、次のとおりであり、差引手取額を収益に計上している。

銘柄等	区分	計算期間	配当等の額
A 株式	確定配当	(※1 参照)	800,000円
A 株式	中間配当	(※1 参照)	700,000円
B 株式	確定配当	R4. 1. 1～R4. 12. 31	520,000円
D 銀行預金	預金利子	—————	1,240,000円
合 計			3,460,000円

※1 A株式は40,000株を長期保有していたものであるが、このうち当期の7月15日に5,000株を譲渡したため、当期末における保有割合は35%となっている。

A株式の発行法人であるA株式会社は、その定款において確定配当の基準日を毎年5月31日、中間配当の基準日を毎年11月30日と定めている。なお、上記表中の確定配当の計算期間はR3. 12. 1～R4. 5. 31である。

※2 B株式の元本の異動状況は、次のとおりである。

R4. 4. 20 取得 180,000株

R4. 6. 26 譲渡 40,000株

R4. 12. 22 取得 120,000株

R5. 1. 13 取得 60,000株

R5. 2. 26 譲渡 30,000株

なお、当期末における保有割合は10%である。

(2) 当社が当期中に損金経理をした支払利子等の額の内訳は、次のとおりであり、すべて当期に係るものである。

① 長期借入金の利子（証書借入・返済期限3年）	300,000円
② 社債の利子	220,000円
③ 売上割引料	570,000円
④ 利子税	23,000円
⑤ 従業員預り金の利子	112,000円
⑥ 手形売却損	140,000円
⑦ 割賦購入資産の取得価額に算入した割賦利子	340,000円

(3) 当期末の有価証券の時価評価は、考慮不要とする。

(4) 当社は資本金の額2億円（設立以来異動はない。）の製造業を営む普通法人である。

【解答解説 64】

[受取配当等の益金不算入額]

(1) 受取配当等の額

① 関連法人株式等

$$800,000 + 700,000 = 1,500,000$$

② その他株式等

$$520,000 - 22,500^* = 497,500$$

$$* (イ) 30,000 \text{ 株} \times \frac{260,000 \text{ 株} \times \frac{120,000 \text{ 株}}{140,000 \text{ 株} + 120,000 \text{ 株}}}{260,000 \text{ 株} + 60,000 \text{ 株}} = 11,250 \text{ 株}$$

$$(ロ) \frac{520,000}{260,000 \text{ 株}} \times (イ) = 22,500$$

(2) 控除負債利子（簡便法）

① 支払利子総額

$$300,000 + 220,000 + 112,000 + 140,000 = 772,000$$

②  $1,500,000 \times 4\% = 56,000$

③  $① \times 10\% = 77,200$

④  $② < ③ \quad \therefore 56,000$

(3) 益金不算入額

$$(1,500,000 - 56,000) + 497,500 \times 50\% = 1,692,750$$

(単位：円)

税 務 調 整 項 目	金 額
受取配当等の益金不算入額（別表四 減・課※）	1,692,750